

第3期多治見市生涯スポーツ推進プラン

1. プラン策定の背景

第3期多治見市生涯スポーツ推進プランは、第2期プランの計画期間の終了に合わせ、その基本理念やテーマを継承しつつ、現状や課題を再度見直し、より効果的にスポーツ施策を推進していくための新たな指針となるよう策定しました。さらに、国の「第3期スポーツ基本計画」や岐阜県の「スポーツ推進計画」の他、関連計画との整合性を図っています。

2. プランの位置づけ

スポーツ施策を計画的に推進するための指針として、その目標と方向性を示したものであり、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけられるものです。

また、多治見市のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示す「多治見市総合計画」で掲げられる目指すべき都市像の実現に向け、スポーツ振興の具体的な方向性を示したものです。

3. スポーツの定義

本計画では、個人又は集団で行われる運動競技や、健康及び体力の保持増進を図るためにされるすべての活動を「スポーツ」と定義します。陸上競技や球技、武道など競技性の高いものだけでなく、学校における体育活動、健康づくりや介護予防などのために行うウォーキング、体操などの軽い運動、遊びの要素を取り入れるなど楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、通勤・通学時の徒歩や自転車利用といった日常生活で意識的に行う身体活動なども含みます。

さらに、五輪種目にも採用されたスケートボードや3×3バスケットボールなどについても、「個人又は集団で行われる運動競技」に当てはまることから、本計画における「スポーツ」に含みます。

4. 生涯スポーツ推進の基本理念

市民が身近で、気軽にスポーツに親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむことで、地域の魅力づくりや活性化につなげる、「誰もがスポーツを楽しむ 活力にあふれたまち」を実現しようとするものです。

基本理念

誰もがスポーツを楽しむ 活力にあふれたまち 多治見

5. 計画の期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間ですが、中間年にあたる令和11（2029）年度に見直しを行います。



6. 施策の体系

基本理念

基本方針・主な取組

誰が
ポ
ー
ツ
を
楽
む
活
に
お
お
お
お

1	豊かなスポーツライフを楽しむ人の拡大
(1)	誰もが楽しめるスポーツ活動の支援
①	子育て世代・働き盛り世代のスポーツ活動の支援
②	高齢者のスポーツ活動の支援
③	障がい者のスポーツ活動の支援
④	多様なスポーツの普及
(2)	スポーツを通じた地域での交流推進
⑤	スポーツ教室・イベント等の開催及び支援
⑥	地域スポーツの推進
⑦	障がい者スポーツにふれあう機会の創出
(3)	スポーツをささえる人材の育成
⑧	指導者の育成
⑨	ボランティアの育成
(4)	スポーツ情報の充実
⑩	総合的なスポーツ情報の発信
⑪	地元のゆかりのある選手・団体の活動情報の発信
2	スポーツに親しむ子どもの育成
(1)	幼少期からの豊富なスポーツ体験の推進
⑫	幼少期の子どもを対象とした運動あそびの体験教室の開催
⑬	保護者に対する子どもの体力づくり等の理解促進
⑭	民間事業所等と連携したあそびを通じた体力づくりの機会の提供
(2)	学校と連携した運動機会の確保
⑮	子どものスポーツ活動の支援
⑯	適切な指導のための研修等の開催
(3)	ジュニアスポーツ活動の活性化
⑰	ジュニア層の育成
⑱	ジュニアクラブ・地域クラブ等の活動支援
3	スポーツを通じたまちの活性化
(1)	トップアスリートの育成支援
⑲	トップアスリートとの交流の機会の提供
⑳	競技力の向上支援
(2)	スポーツを楽しむための環境づくり
㉑	快適で安全に配慮したスポーツ施設の整備
(3)	スポーツツーリズムの推進
㉒	トップアスリート事業等による交流人口の拡大
㉓	スポーツイベントを通じた多治見市のPR

令和7年3月 発行

多治見市 環境文化部 文化スポーツ課

